

福岡市とヤフー株式会社との地域共働事業に関する包括連携協定書

福岡市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は福岡市における地域共働事業（以下「共働事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 共働事業は、甲及び乙双方が多様な連携を通じて、互いの資源や魅力を活かした事業に共働して取り組むことにより、福岡市の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的として実施する。

（共働事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、互いの価値を認め、立場を尊重し合い、誠意を持って積極的に共働事業を行うことに努める。

2 共働事業の内容は次に掲げるものとする。

（1）スタートアップ支援・デジタル人材の育成に関する事項

（2）市政情報等の発信に関する事項

（3）防災・災害対策に関する事項

（4）電子自治体の推進に関する事項

（5）その他市民サービスの向上及び地域活性化に関する事項

3 甲及び乙（乙の指定する乙の関係会社を含む）は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙が、この協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

(公表等)

第5条 甲及び乙は、この協定の締結の事実及び内容を公表する場合、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上決定する。

2 甲及び乙は、この協定に関して、公表前の情報を秘密に取り扱い、他に漏らしてはならない。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。

ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約しようとする1月前までに書面で相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙(関連会社を含む。)が協議して決定する。

(雑則)

第8条 甲及び乙は、共働事業を円滑に推進するため、共働事業の連絡調整に係る担当部署を各自定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の担当部署の職員で構成する連絡会議を定期的を開催するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 1月18日

甲 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市

福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮坂 学